

公共施設カルテの掲載情報について（はじめにご覧ください。）

【公共施設カルテの掲載情報時点】

作成年度（令和6年度）における年度末時点での情報を掲載しています。公共施設カルテの掲載情報については、今後、年度ごとに時点更新を行っていきます。

過年度（令和4年度、5年度）のデータについては、一部施設の一部データのみ掲載となります。

【公共施設カルテ 掲載情報に関する注意事項（全般）】

- 「指定管理」施設や「委託」施設の施設運営においては、当該施設を含む広い区域（敷地）全体の運営管理業務を含んでいる場合があります。その場合は、当該施設の公共施設カルテにおいて、区域（敷地）全体の運営管理業務の経費情報（収支）を表示しています。（（例）墓地全体の運営管理業務全体の経費情報を「墓地管理事務所」の公共施設カルテに表示している、等）
- 「指定管理」施設においては、複数の公共建築物をまとめて運営管理している場合があります。その場合の経費情報は、運営管理業務に係る収支を建物ごとに適切な方法で按分し、各施設に分けて公共施設カルテに表示しています。（（例）大規模公園内での複数の公共建築物を一括で指定管理している例、離れた場所にある複数施設を一括で指定管理している例、等）
- 自動計算による端数処理のため、本来数字が一致する項目が千円単位で一致していない場合があります。（「委託」施設の収入合計と支出合計など。）

【公共施設カルテ 掲載情報に関するお問い合わせ先】

個々の施設の情報に関すること （施設概要、利用実績、経費情報）	各施設の財産所管課
地方公会計全般に関すること 収入支出割合に関すること	行財政局財政課
公共施設カルテ全般に関すること	行財政局ファシリティマネジメント推進課